



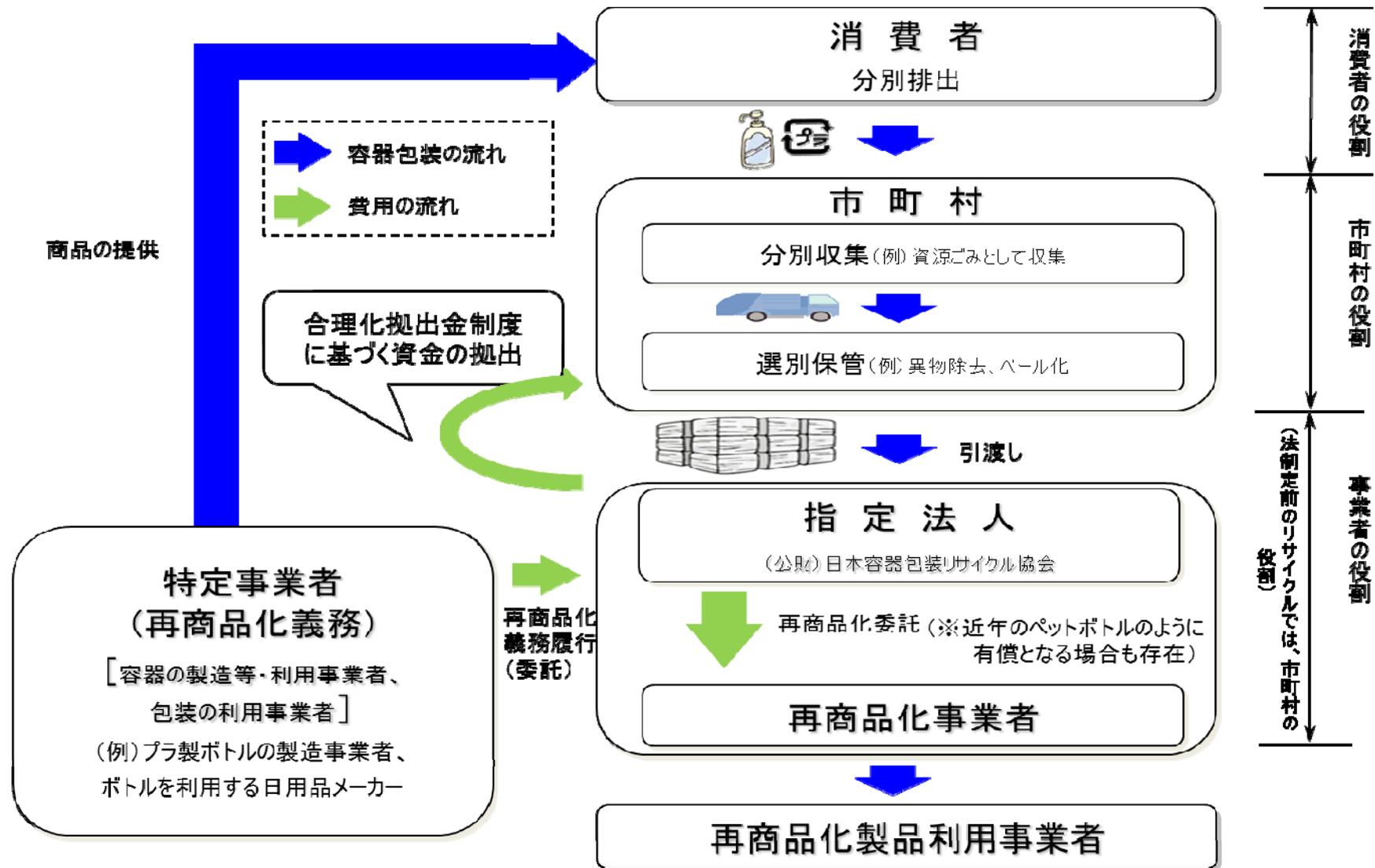
各リサイクル法に関する説明会

説明資料 (容器包装リサイクル法)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

容器包装リサイクル制度の概要

- 個別リサイクル法の先陣を切って1995年に制度化された容器包装リサイクル制度は、我が国における3Rの社会実装をリード。



再商品化義務の対象品目

- 「容器包装」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう（容器包装リサイクル法第2条第1項）
- 市町村は容器包装区分ごとに分別収集を実施。
- 下記8品目のうち、独自のリサイクルシステムが存在し、市町村から有償又は無償で引き取られている4品目（スチール製容器、アルミ製容器、段ボール製容器、飲料用紙製容器）については、再商品化義務の対象外としている。

ガラス製容器	(無色)
	(茶色)
	(その他の色)
紙製容器包装	
ペットボトル	
プラスチック製容器包装	
スチール製容器	
アルミ製容器	
段ボール製容器	
飲料用紙製容器	

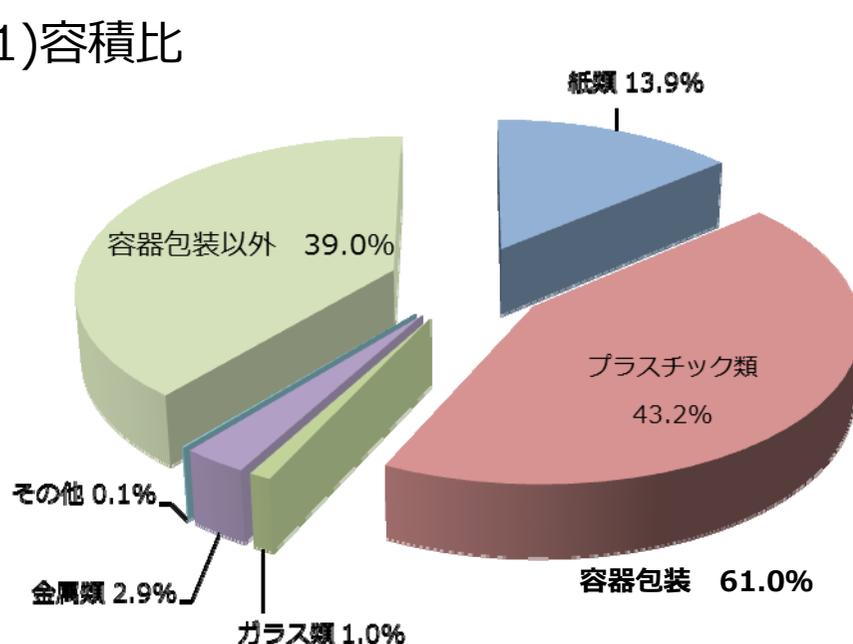
再商品化義務の 対象4品目



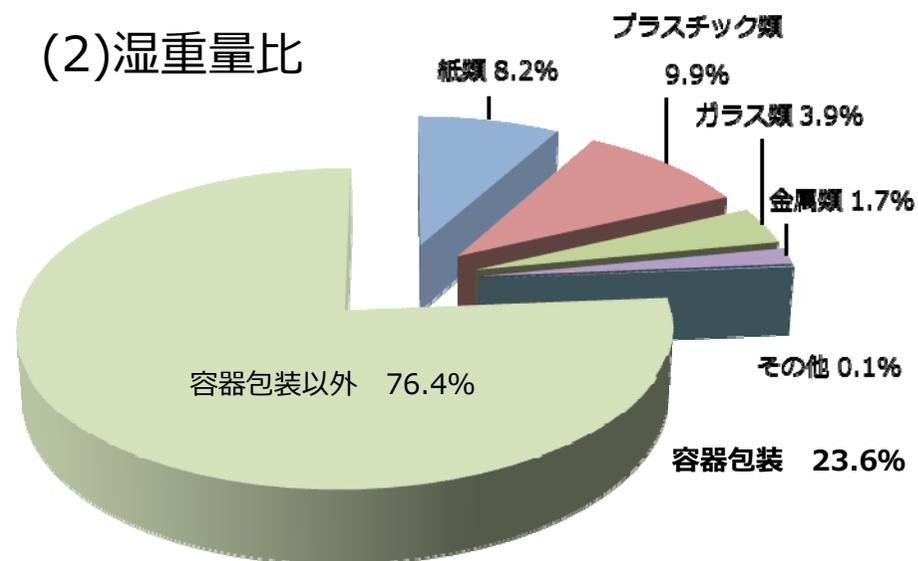
家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合（平成26年度）

- 家庭から排出される廃棄物のうち、容器包装廃棄物が占める割合は容積比で約61%、湿重量比で約24%。

(1)容積比



(2)湿重量比



※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

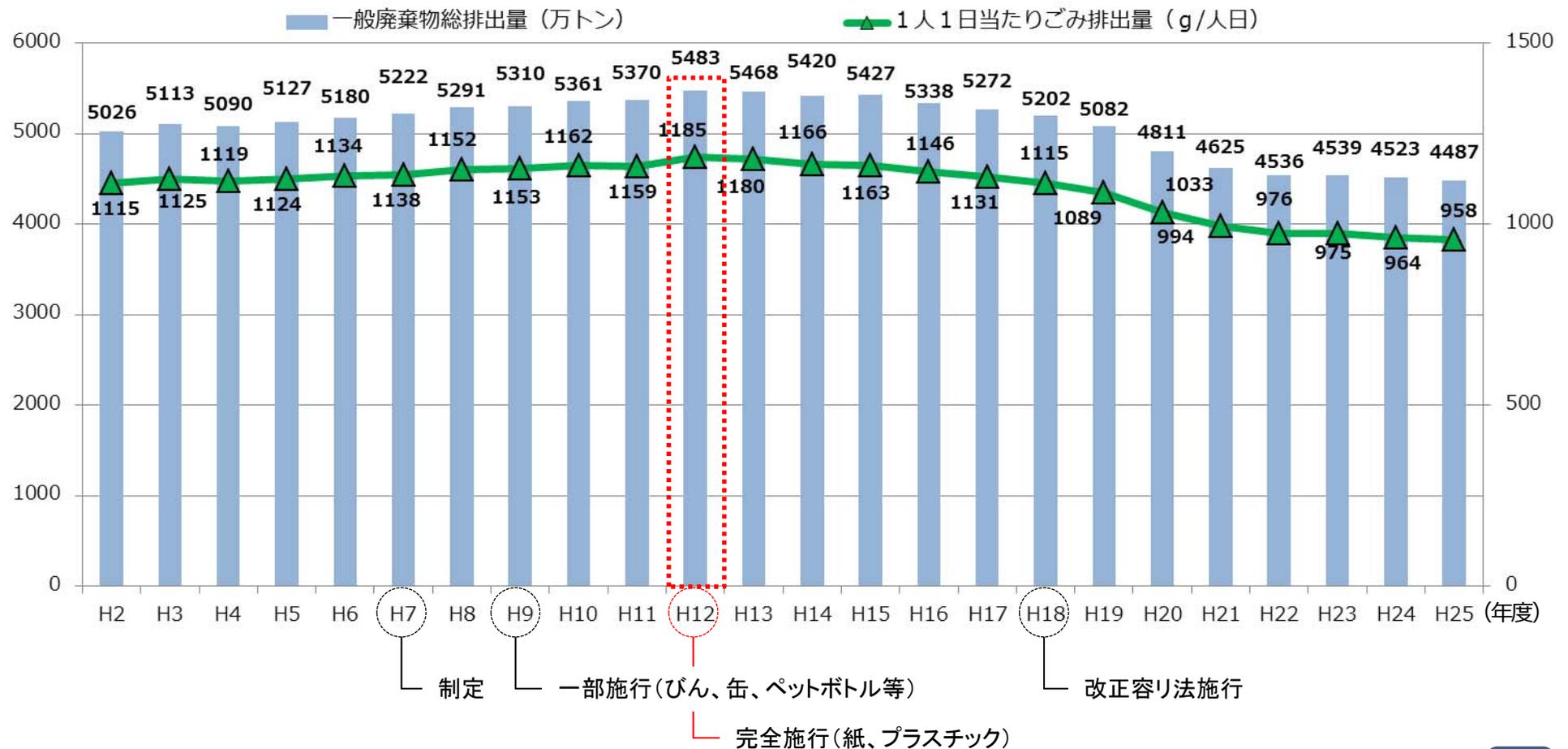
出典：環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」

ごみ及び容器包装廃棄物の排出状況

○ 容器包装リサイクル法の完全施行等を契機とする国民の分別排出等の3R行動の進展が、1人1日当たりごみ排出量の削減※に貢献。

※容リ法完全施行時（ピーク時）の平成12年度から25年度には19%減少。

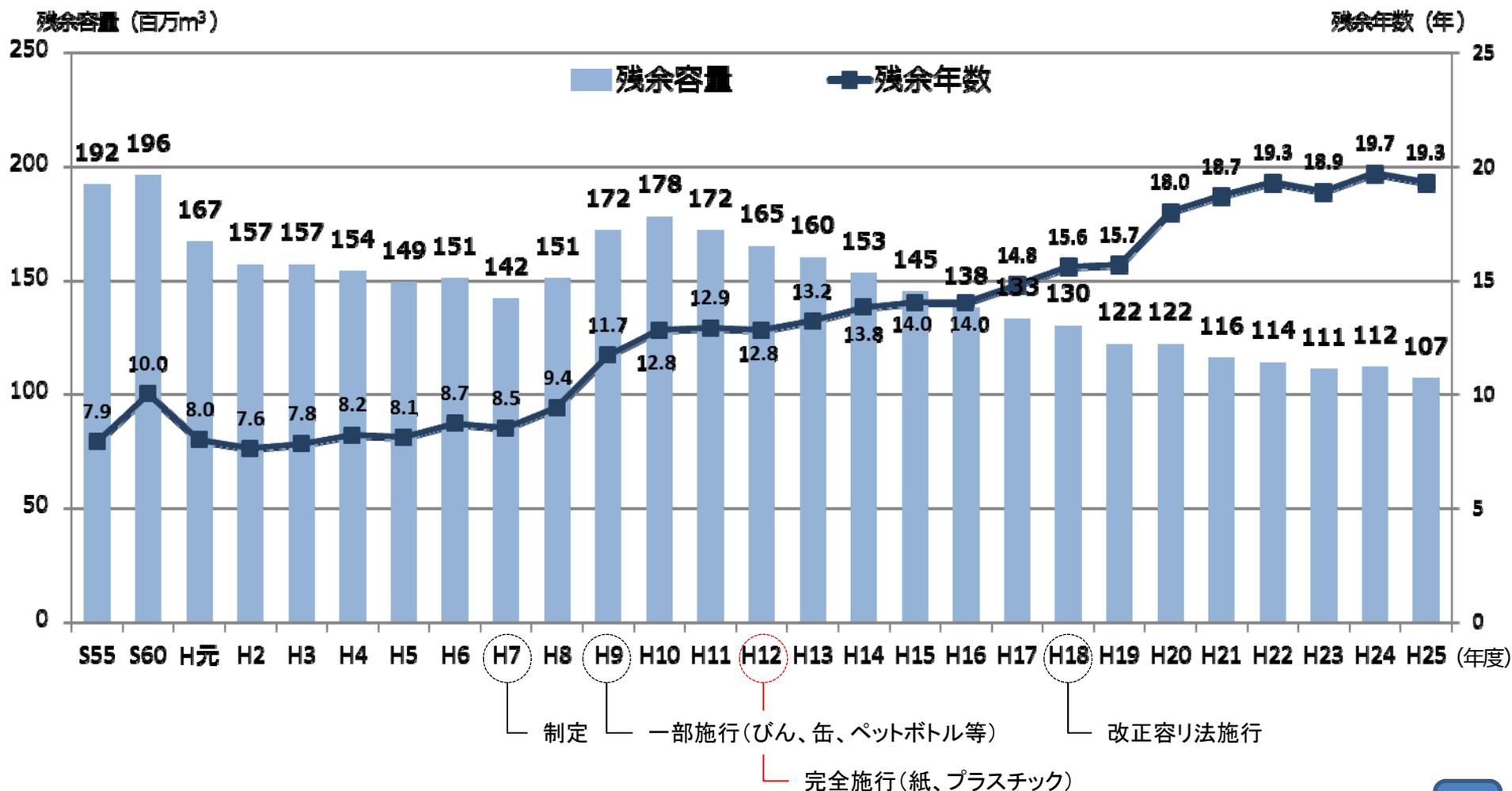
○ これに伴い、一般廃棄物総排出量も、平成12年度をピークに減少。



出典: 環境省「日本の廃棄物処理」

一般廃棄物最終処分場の状況

- 容器包装の分別収集・再生利用の進展による一般廃棄物総排出量の減少に伴い、最終処分場の残余年数は、容リ法完全施行時（平成12年度）から増加。

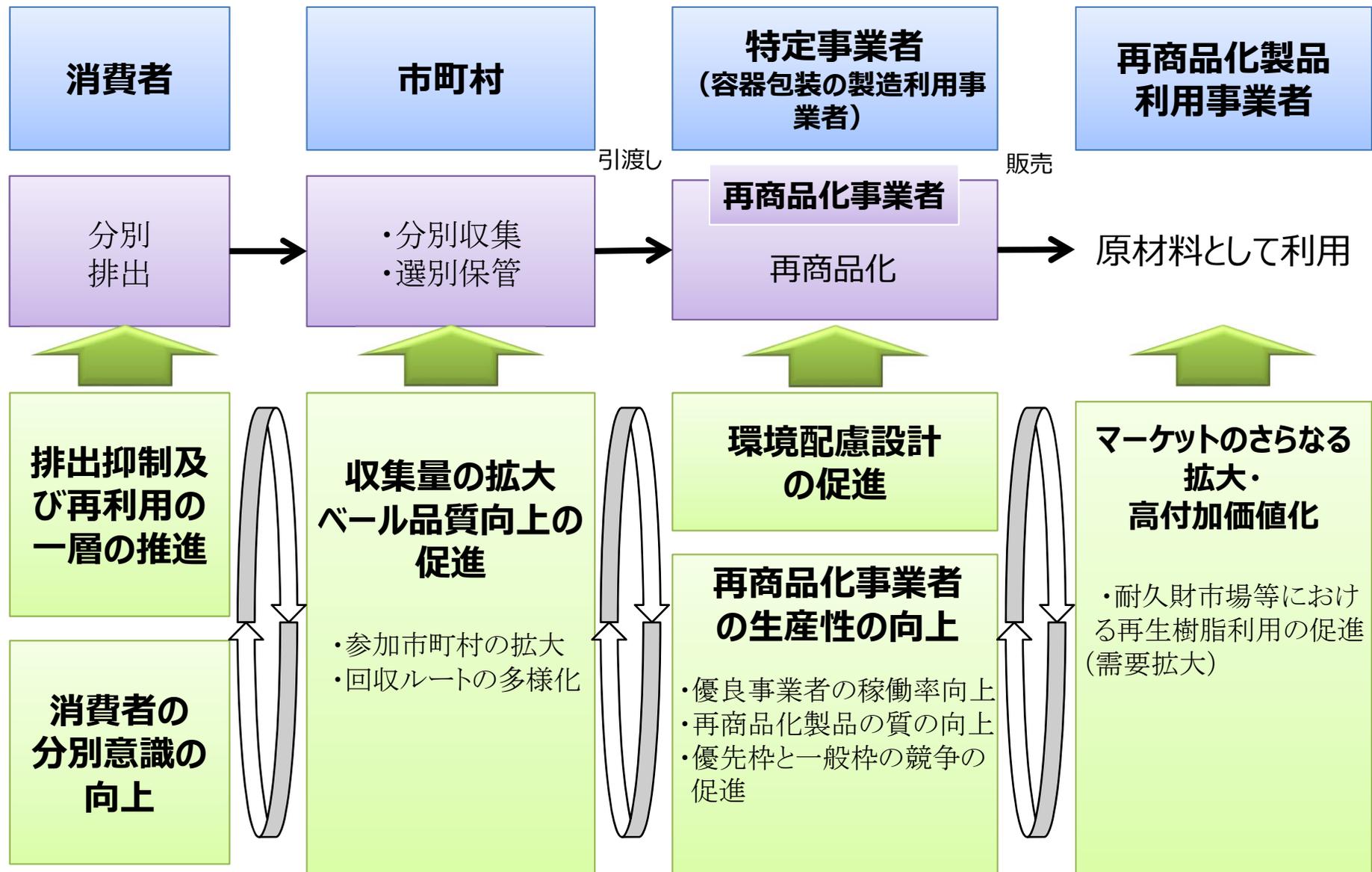


出典：環境省「日本の廃棄物処理」

容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討スケジュール (これまでに行われた議論の内容)

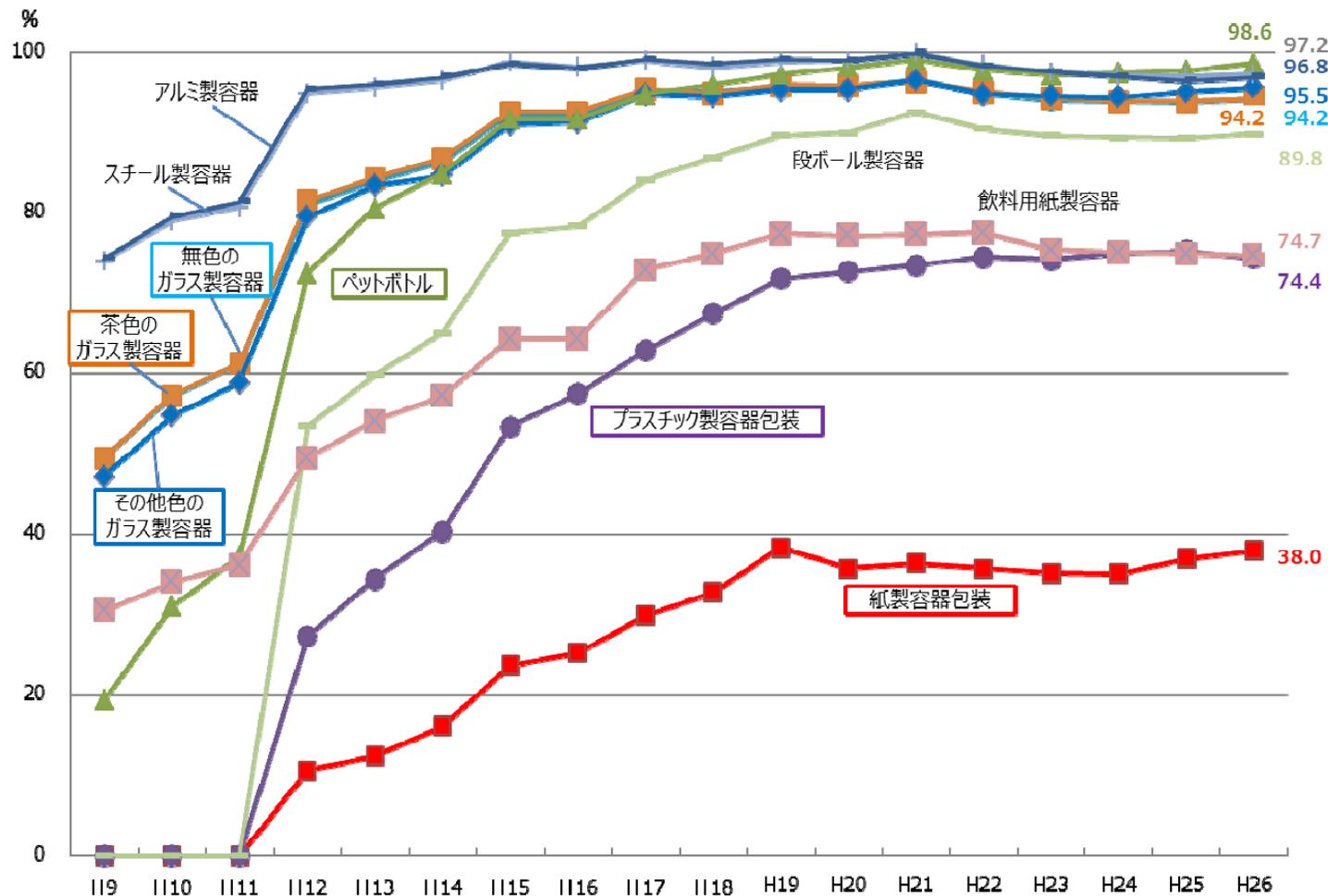
平成25年 9月19日(木)	【第1回】○施行状況について ○事業者による3Rに係る取組状況について	平成26年 2月18日(火)	【第7回】 ヒアリング意見を踏まえた自由討議
10月15日(火)	【第2回】○関係者等からのヒアリング ・日本容器包装リサイクル協会 ・FoE Japan ・びんリユース推進全国協議会 ・容器包装の3Rを進める全国ネットワーク	3月3日(月)	【第8回】 ヒアリング意見を踏まえた自由討議
10月29日(火)	【第3回】○関係者等からのヒアリング ・秋田県横手市 ・神奈川県横浜市 ・石川県小松市 ・愛媛県松山市	3月25日(火)	【第9回】 論点整理(案)について
11月19日(火)	【第4回】○関係者等からのヒアリング ・スチール缶リサイクル協会 ・アルミ缶リサイクル協会 ・ガラスびんリサイクル促進協議会 ・段ボールリサイクル協議会 ・飲料用紙容器リサイクル協議会 ・紙製容器包装リサイクル推進協議会	4月30日(水)	【第10回】2R(リデュース・リユース)(1) ①リデュースの推進 ②リユースの推進
12月5日(木)	【第5回】○関係者等からのヒアリング ・PETボトルリサイクル推進協議会 ・廃PETボトル再商品化協議会 ・プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 ・食品産業センター ・日本フランチャイズチェーン協会 ・高度マテリアルリサイクル推進協議会	5月28日(水)	【第11回】分別収集・選別保管(1) ①市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等 ②合理化拠出金の在り方 ③店頭回収等の活用による収集ルートが多様化 ④分別排出
12月19日(木)	【第6回】○関係者等からのヒアリング ・日本チェーンストア協会 ・全清連プラスチック適正循環資源化協議会 ・日本環境保全協会 ・日本鉄鋼連盟 ・昭和電工株式会社 ・日本RPF工業会	6月25日(水)	【第12回】再商品化(1) ①プラスチック製容器包装の 分別収集・選別保管のあり方 ②プラスチック製容器包装の再商品化の在り方 ③再生材の需要拡大
		7月23日(木)	【第13回】その他 ペットボトルの循環利用・指定法人のあり方について
		9月24日(水)	【第14回】2R(リデュース・リユース)(2)
		平成28年 1月20日(水)	【第15回】分別収集・選別保管(2) 再商品化(2)
		2月25日(木)	【第16回】 取りまとめに向けた議論の整理
		3月16日(水)	【第17回】 報告書案(パブリックコメント案)
		4月4日～ 5月6日	パブリックコメント
		5月31日(火)	【第18回】 報告書取りまとめ

容器包装リサイクル制度の在り方と議論の方向



容器包装リサイクル法による、 全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移

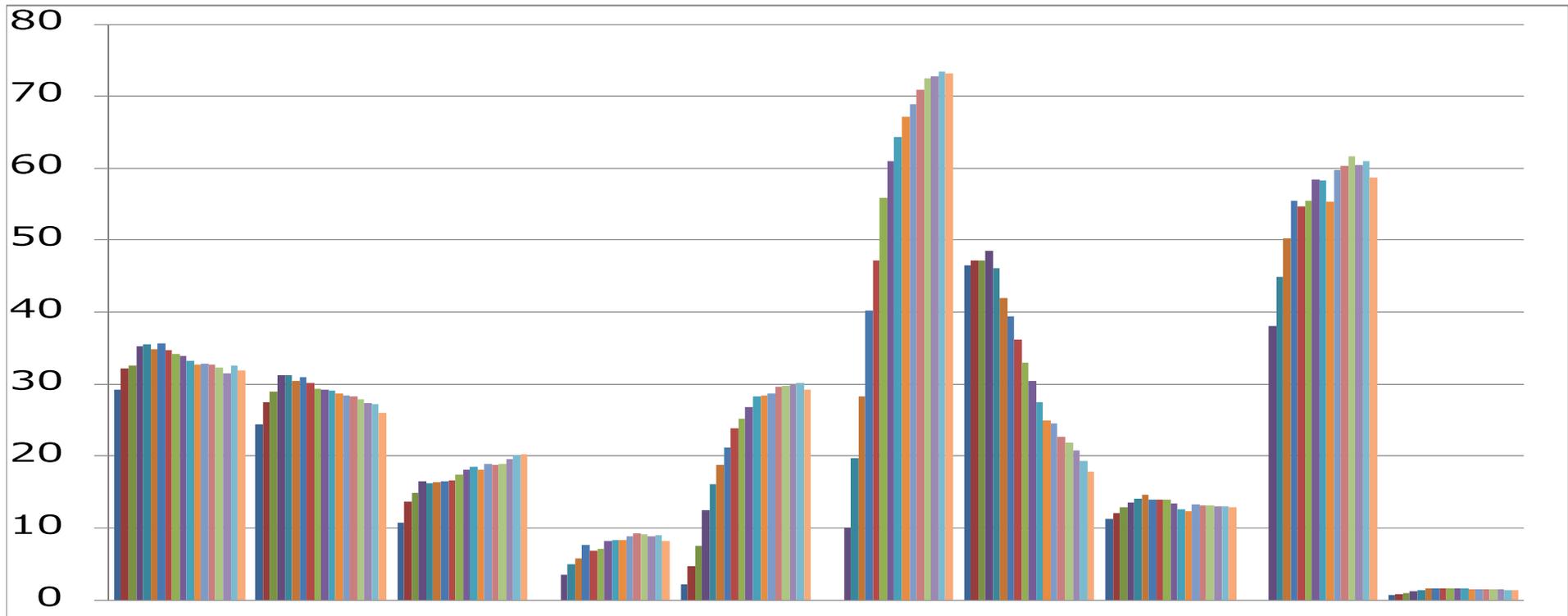
○ 分別収集実施市町村の割合はガラス製容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶については9割を超えているが、紙製容器包装は低い割合であり、プラスチック製容器包装は近年横ばいである。分別収集量は全体量は増加しており、特に、ペットボトルの分別収集量が増加している。



※枠囲みの素材は、容器法の再商品化義務の対象。

年度別分別収集実績量

万トン



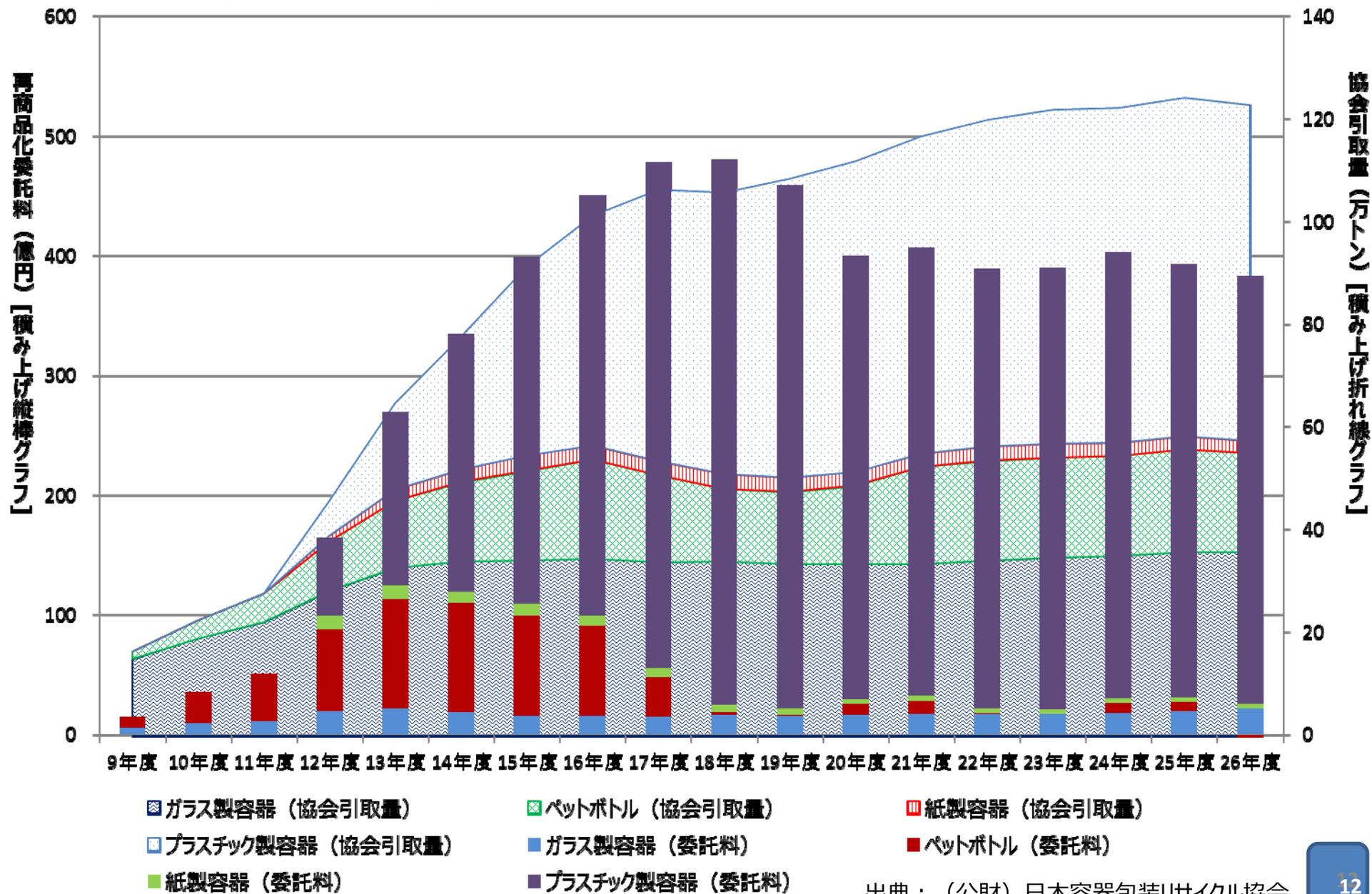
	無色のガラス製容器	茶色のガラス製容器	その他の色のガラス製容器	紙製容器包装	ペットボトル	プラスチック製容器包装	スチール製容器	アルミ製容器	段ボール製容器	飲料用紙製容器
H9～H19	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
H20	327,230	286,627	181,060	83,804	283,866	672,065	249,294	124,003	553,615	15,070
H21	328,402	283,575	188,797	88,856	287,340	688,436	245,149	132,900	597,751	15,213
H22	326,614	282,663	188,117	93,107	296,815	708,950	226,038	131,121	603,244	15,612
H23	322,665	278,409	189,780	91,251	297,839	725,621	218,637	130,887	615,841	14,447
H24	315,630	274,022	196,237	88,698	299,241	727,238	207,845	130,353	604,528	15,079
H25	325,149	271,797	200,578	90,121	301,787	734,063	193,804	130,681	610,129	13,933
H26	319,018	260,111	202,745	82,202	292,455	731,022	179,068	128,273	586,654	13,231

分別収集実施への積極的な参加

- 容器包装リサイクル法は、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化等に関し、自治体をはじめとする関係団体などの御協力のもと、おおむね順調に施行されている。
- 市町村の分別収集の実施率（全市町村に対する分別収集時実施市町村の割合）は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶について9割を超えているが、プラスチック製容器包装、紙製容器包装に関して、他素材よりも低い割合が続いている。
- 引き続き容器包装リサイクル法に積極的な参加をお願いしたい。

市町村と特定事業者の役割分担・費用分担について

再商品化委託量の推移（平成26年度）



出典：（公財）日本容器包装リサイクル協会

市町村と特定事業者の役割分担・費用分担について

- 平成24年度調査（平成22年度実績）の結果、市町村が負担する分別収集・選別保管費用（管理部門含む）は約2,500億円/年。

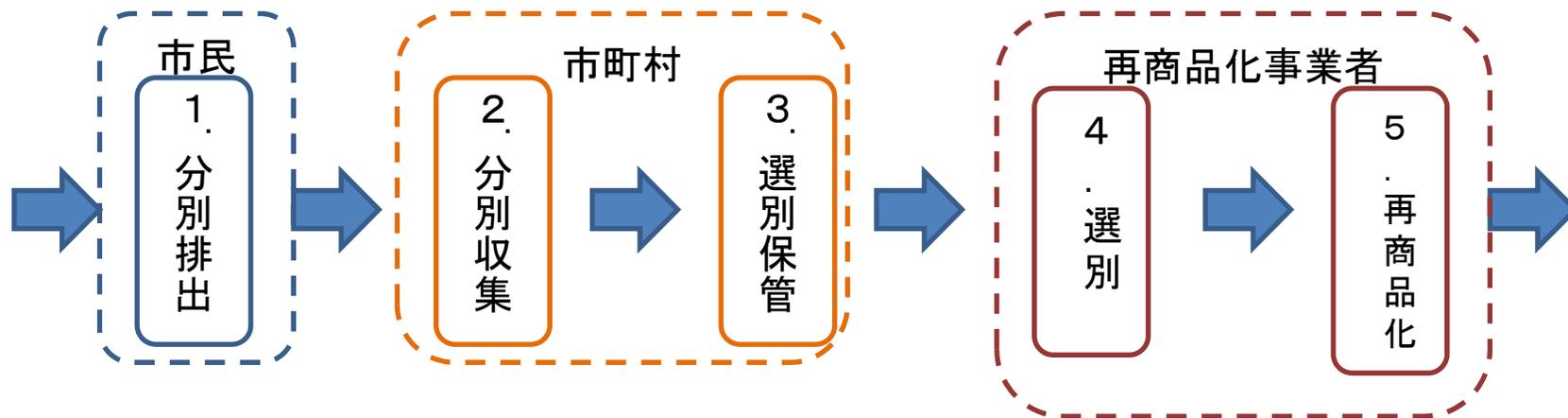
分別収集・選別保管費用の全国推計結果（管理部門費を含めた場合）

	回答市町村の費用実績 (百万円/年)			全国推計結果 (百万円/年)			
	分別収集 部門	選別保管 部門	管理部門	分別収集 部門	選別保管 部門	管理部門	分別収集 部門+選別 保管部門+ 管理部門
スチール缶	16,354	6,809	4,454	18,776	8,160	5,041	31,977
アルミ缶	12,671	3,947	3,757	14,390	4,654	4,220	23,264
びん	18,639	20,148	4,514	21,230	23,907	5,099	50,236
ペットボトル	22,382	9,506	4,986	25,172	11,039	5,575	41,786
プラ容器包装	42,711	20,977	8,554	47,232	23,862	9,412	80,507
白色トレイ	984	136	214	1,276	191	276	1,742
紙パック	1,363	116	482	1,571	141	553	2,264
段ボール	7,343	3,322	2,908	8,358	3,937	3,281	15,576
紙製容器包装	1,119	685	587	1,240	816	649	2,705
合計	123,567	65,644	30,457	139,246	76,707	34,106	250,058

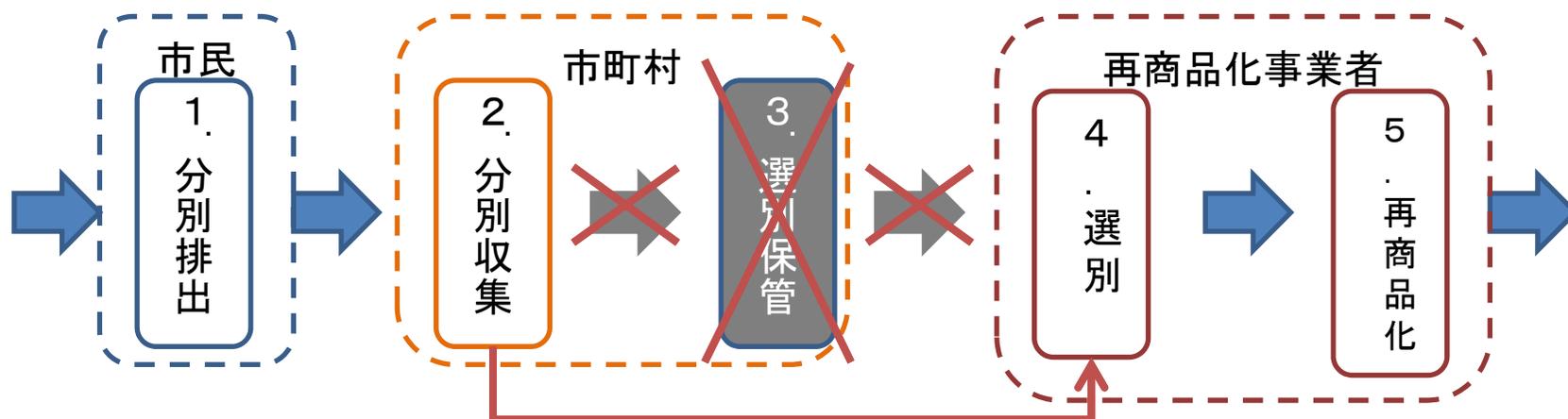
選別一体化の実証研究

- 分別収集から再商品化までのフローから、市町村による選別保管を省略し、再商品化事業者側へ直接搬入した場合の費用低減効果、環境負荷低減効果を検証する。

分別収集から再商品化までのフロー(プラスチック製容器包装の例)



市町村による選別保管を省略した実証事業フロー



製品プラスチック回収の例

燃やすごみとして出していた製品プラスチックを、平成27年1月15日から、資源物として無料で収集します。

●製品プラスチック 主な18品目の例



鎌倉市の例

その他プラスチック製品

- プラスチック製（通称ポリ容器など）の食器や容器
- CD・DVD・ブルーレイディスク及びケース
- ボールペン・定規・筆箱などの文具
- 歯ブラシ・じょうろ・レジャーシート、荷造りひもなど
- 全部プラスチック製のハンガー
- レコード盤



宝塚市の例

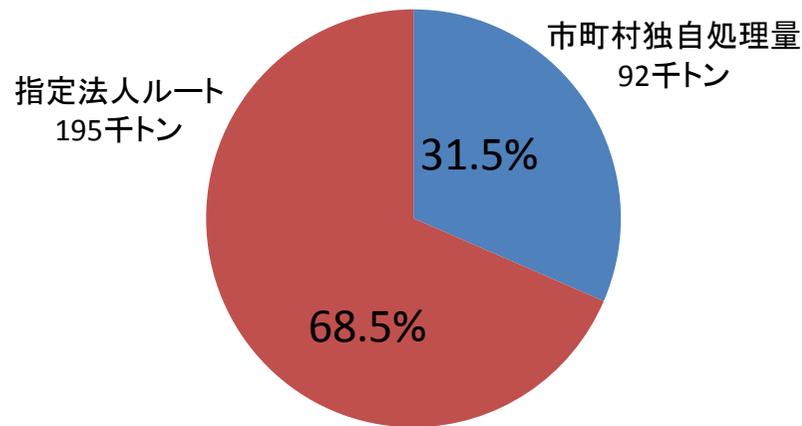
社会全体のコストの低減

- 環境省が行った市町村に対する一般廃棄物会計に基づくアンケート調査によれば、全国の市町村における容器包装廃棄物の分別収集・選別保管費用（管理部門含む）の平成22年度実績は約2,500億円。
- 合同会合において、市町村が負担する分別収集・選別保管費用の正確な把握、合理化に向けた取組とその成果の公表の必要性が強く求められている。
- そのため、平成24年度に実施した一般廃棄物会計に基づくアンケート調査を、平成28年度以降、継続的に実施し、市町村の分別収集・選別保管費用の分析精度を高め、市町村に対して的確な助言、情報提供を行っていく予定である。市町村におかれては、アンケート調査への御協力をお願いしたい。
- また、自治体における一般廃棄物処理事業の更なる3R化・低炭素化の促進に向けた一般廃棄物会計基準の導入支援として、会計基準に基づく財務書類作成支援ツールの改定等を実施したところ。
- さらに、環境省としては、市町村等の負担を低減し、社会全体のコストを合理化する方策として、市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化する実証研究や、製品プラスチックの一括回収の実証研究（指定ごみ袋含む）を検討・実施していく予定であり、実証研究への積極的な参加等の御協力をお願いしたい。

市町村における使用済みペットボトルの独自処理について①

～平成26年度廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査(環境省)～

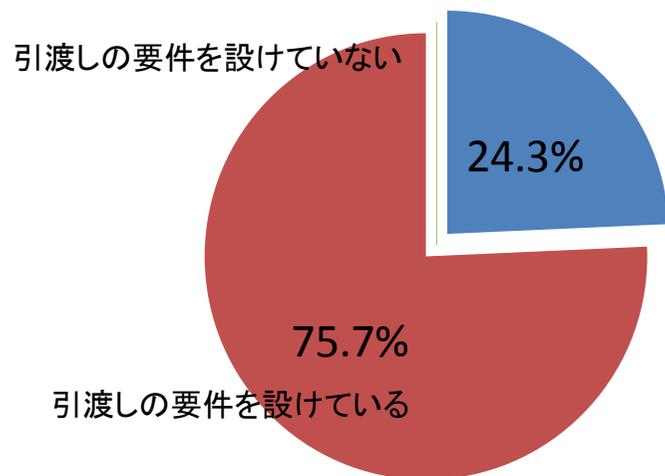
処理量の割合



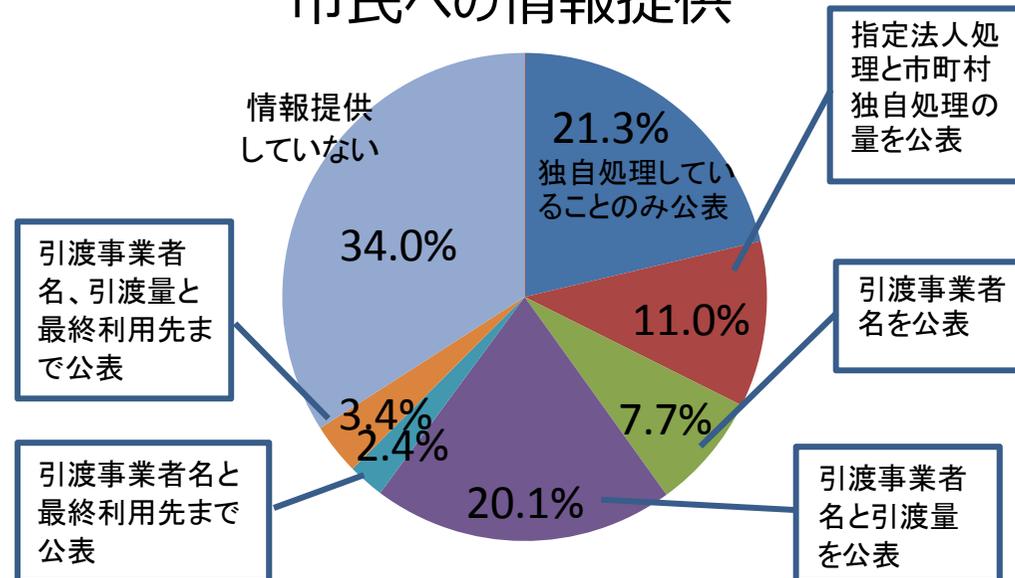
処理方法の採用状況

	自治体数	割合
指定法人ルート	971	58.4%
市町村独自処理	494	29.7%
併用	198	11.9%

事業者への要件の有無



市民への情報提供



市町村における使用済みペットボトルの独自処理について②

使用済みペットボトルの国内処理フレークと海外処理フレークの品質の違い



国内処理フレーク

(平成24年10月に国内再商品化事業者から提供を受けたペレットの写真)

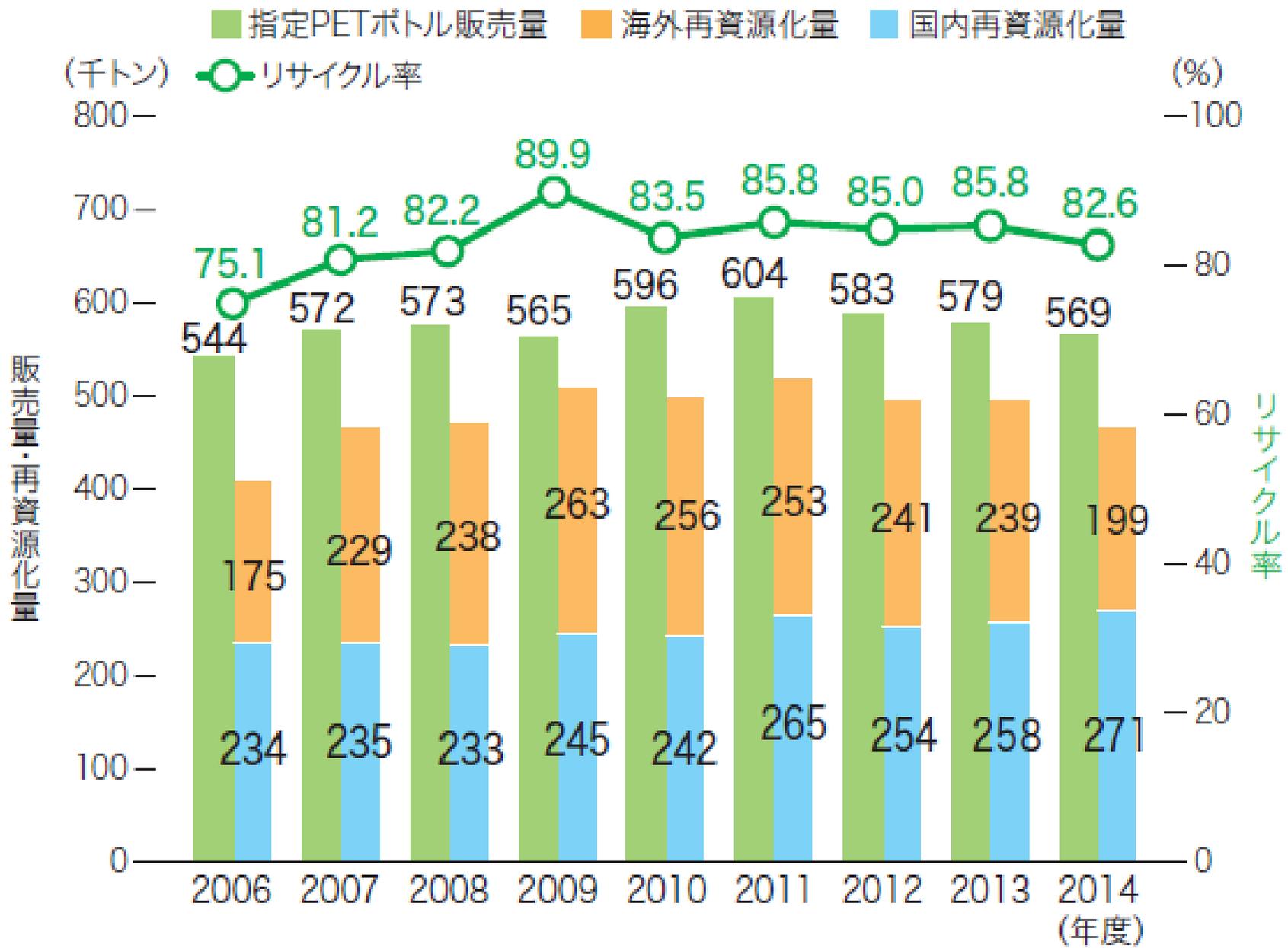


海外処理フレーク

(平成24年度廃ペットボトルの海外流出を抑止するための国内循環物量強化方策検討業務の一環として、委託事業者から提供を受けた海外フレークの写真)

(出典)環境省調査

ペットボトルの再資源化量の推移



(出典) PETボトルリサイクル推進協議会

使用済ペットボトル等の再商品化のための 円滑な引き渡し等について

基本方針

使用済ペットボトル等の分別基準適合物を市町村が指定法人以外の処理事業者に引き渡す場合、以下のことが必要である。

- 分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていること。
- 市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、地域住民に対する情報提供に努めること。



対 応

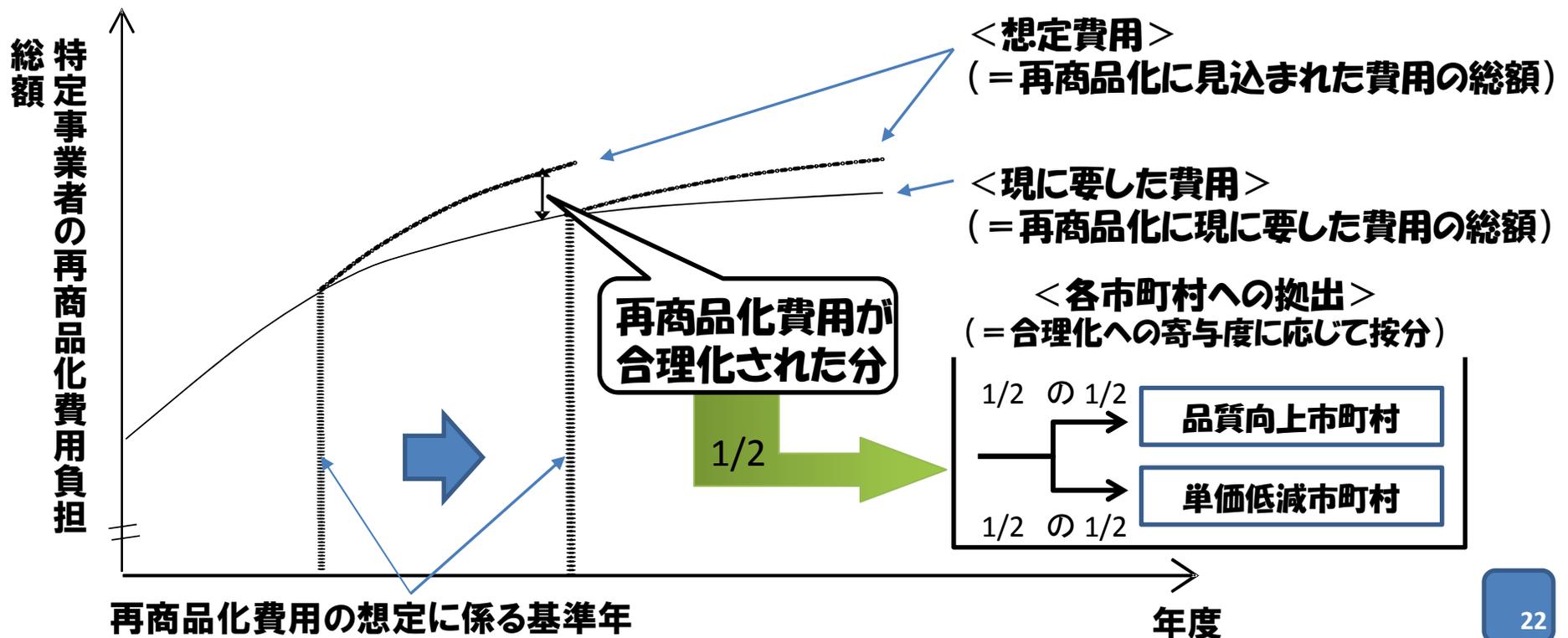
- 平成20年6月以降、計4度にわたり基本方針の主旨について各自治体に周知を行った。
- 平成24年12月に基本方針の主旨を踏まえた対応を行う予定のない自治体名の公表した。
- 平成28年度に、廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査を実施し、基本方針の主旨を踏まえた対応を行っていない自治体名の公表を予定。

指定法人への円滑な引渡し

- 平成18年の容器包装リサイクル法の改正では、廃ペットボトルの国外への流出等にかんがみ、容器包装廃棄物の再商品化の円滑な実施に向けた国の基本方針を明確化し、①市町村は（中略）分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すことが必要であること、②指定法人等に引き渡されない場合にあっても、市町村は（中略）容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認すること、③市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、住民への情報提供に努める必要があることを定めている。
- 今後、調査結果を環境省HPへ掲載するとともに、基本方針の主旨を踏まえた対応を行っていない自治体については、自治体名の公表を含め、厳格に対応する予定である。
- 使用済みペットボトル等の再商品化のための指定法人への円滑な引渡しについて、改めて基本方針の趣旨を踏まえた対応に御協力いただくようお願いしたい。

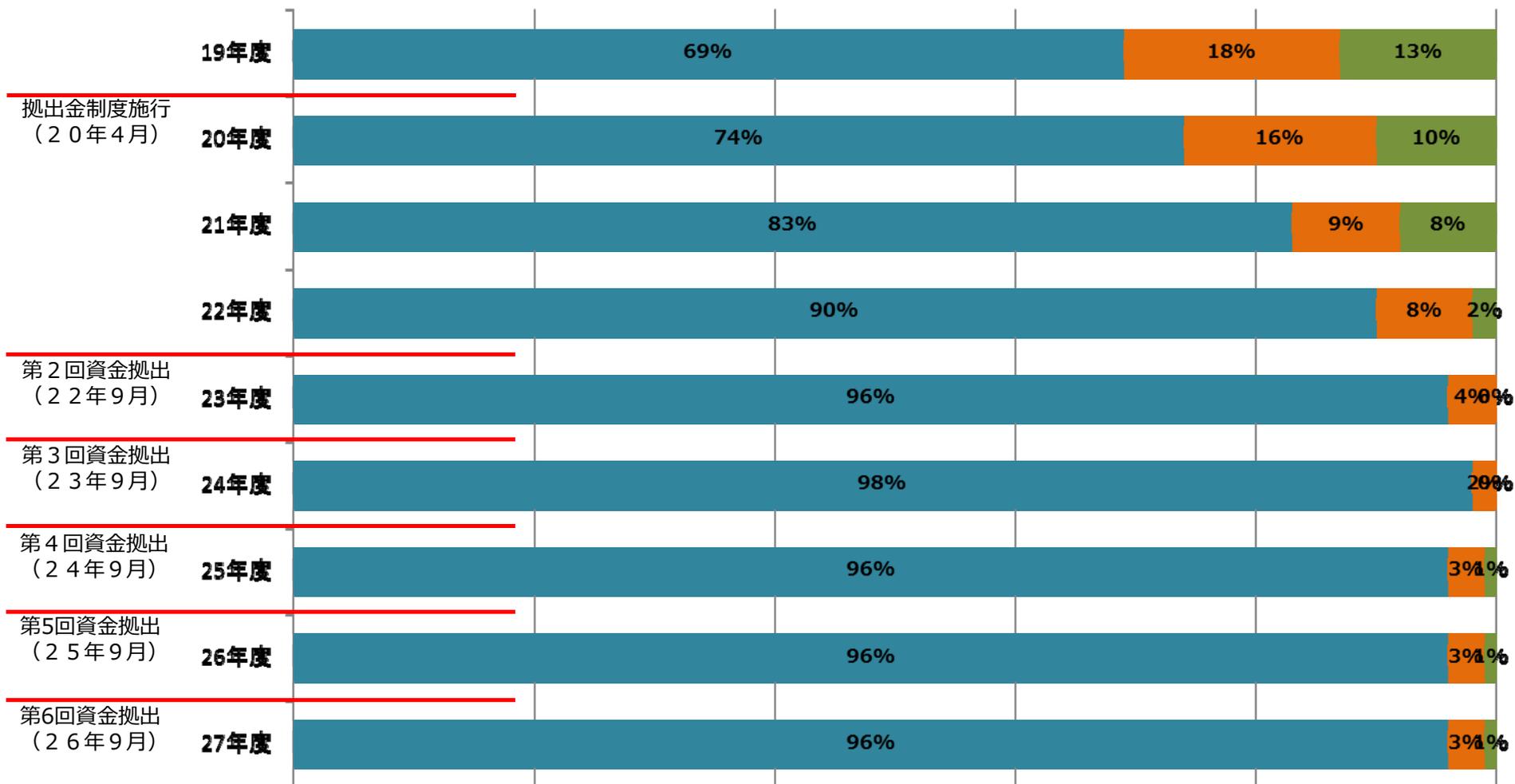
リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度

- 市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図るため、実際に要した再商品化費用が想定額を下回った部分のうち、市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する。
- 事業者から市町村へ拠出される額については、再商品化費用の効率化に寄与する要因には、市町村の取組（分別基準適合物の質的向上等）によるものと事業者の取組（再商品化の高度化等）によるものがあるため、効率化分の2分の1とされている。



拠出金制度導入後のプラスチック製容器包装ベール品質の推移

	Aランク	Bランク	Dランク
容器包装比率	90%以上	85%以上90%未満	85%未満



容器包装リサイクル制度における ペール品質調査の適正な実施について

平成 28 年 7 月 6 日

市町村 容器包装リサイクル法担当課長 殿

容器包装リサイクル制度におけるペール品質調査の適正な実施について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

容器包装リサイクル法の施行に関しましては、平素より、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 に基づく市町村に対する金銭（以下「合理化拠出金」という。）の支払いについては、特定分別基準適合物（以下「ペール」という。）の品質を向上したものと認められる市町村に対して、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して、支払われております。

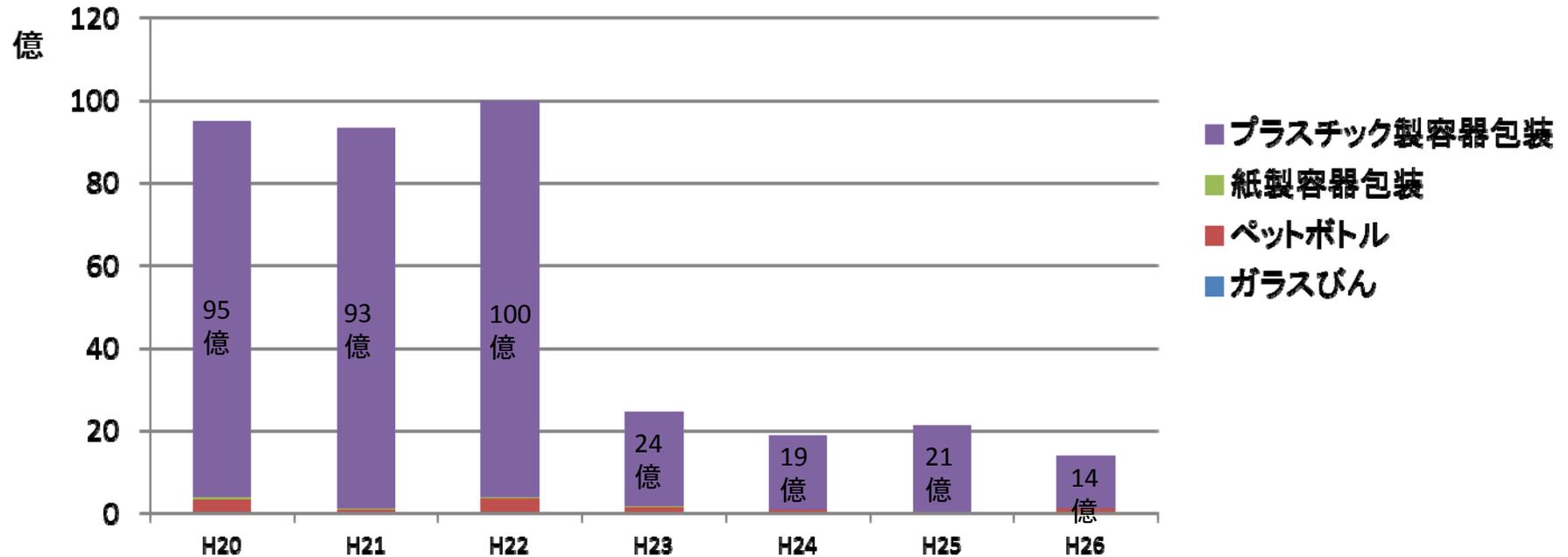
合理化拠出金の算定根拠となるペール品質については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）が、市町村の御協力を得ながら、各市町村から再商品化事業者へ搬入されたペールを用いて厳正な調査を実施しているところです。

ペール品質調査の適正な実施を妨げることがないように、容リ協は、再商品化事業者に対して、「ペール品質調査の実施にあたって再生処理事業者から市町村に対しペール品質調査日程を事前に通知することは厳禁」である旨を通知しています。

市町村においても、再商品化事業者からペール品質調査の日程を事前に聞き取ることは厳に慎むべきであり、各市町村の御担当者におかれては、ペール品質調査の目的と意義を再度御確認いただき、ペール品質調査の適正な実施に御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

資金拠出制度の状況及びその活用事例

■ 合理化拠出金額の経年推移



■ 合理化拠出金の利用例

○ 普及啓発費用に充当(神奈川県横浜市)

- 家庭ごみの分別排出の啓発や資源化等を担当する局の歳入予算として計上されている。
- 担当局では、分別排出の推進や資源化、普及啓発に関する事業等に利用されている。

○ アメニティ基金への積立(東京都東村山市)

- 天然資源の消費を抑制及び廃棄物の再資源化を図り、循環型社会の形成に寄与するためにアメニティ基金を設置。合理化拠出金拠出額も基金に積み立てる。
- 積み立てられた基金は、環境の保全、回復及び推進活動や、廃棄物発生抑制のための取組、廃棄物の再使用、再生利用に関する施設整備に活用。

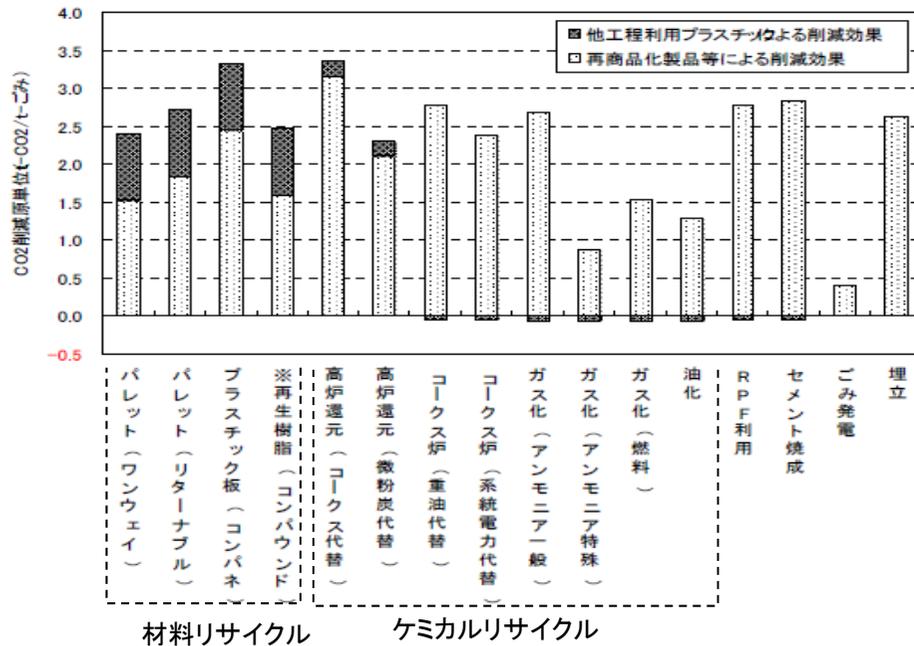
合理化拠出金の在り方

- 合理化拠出金制度は平成20年度から施行され、平成26年度までに合計で366億円が特定事業者から市町村へ支払われた。平成20年度には95億円が市町村に対して支払われたが、平成26年度の拠出額は13.9億円となり、合理化拠出金の規模が縮小している。
- 合同会合においては、
 - 合理化拠出金制度は市町村の分別収集・選別保管業務の質の向上の取組に対するインセンティブとしての意義を果たしており、ベール品質の向上やそれに伴う社会全体のコスト削減の効果を継続させる観点から、今後も維持すべき。
 - 合理化拠出金を再活性化させ、引き続き市町村等の取組へのインセンティブにつながることを重要である。
 - 合理化拠出金の配分方法の工夫については、特定事業者の合理化分に対する配分も含め、社会全体のコスト低減につながる分別収集・選別保管の合理化やリサイクル事業に対する投資、各主体の連携や普及啓発に係る情報提供のための原資等として活用することも検討すべきである。との意見が見られた。
- 市町村においては、合理化拠出金を各主体の連携、普及啓発に係る情報提供、容器包装の3Rに資する取組等に積極的に活用されたい。

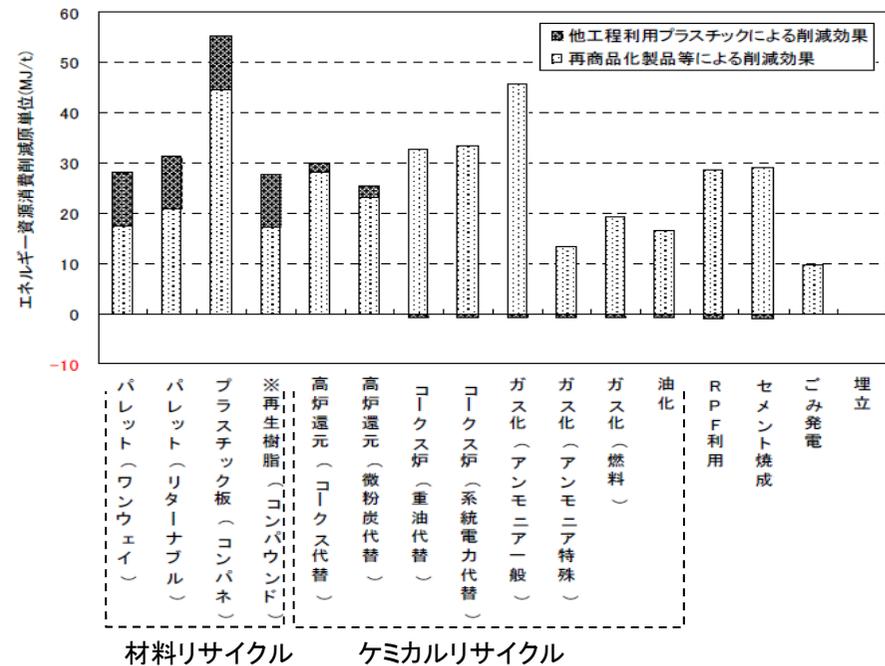
環境負荷低減の効果

- 環境負荷分析（LCA）によると、材料リサイクル手法とケミカルリサイクル手法は同等程度の効果を上げていると報告されている。
（平成22年10月の中環審専門委員会及び産構審検討会合同会合の取りまとめ）

各再商品化手法におけるCO2削減効果（ごみ1kg当たり）



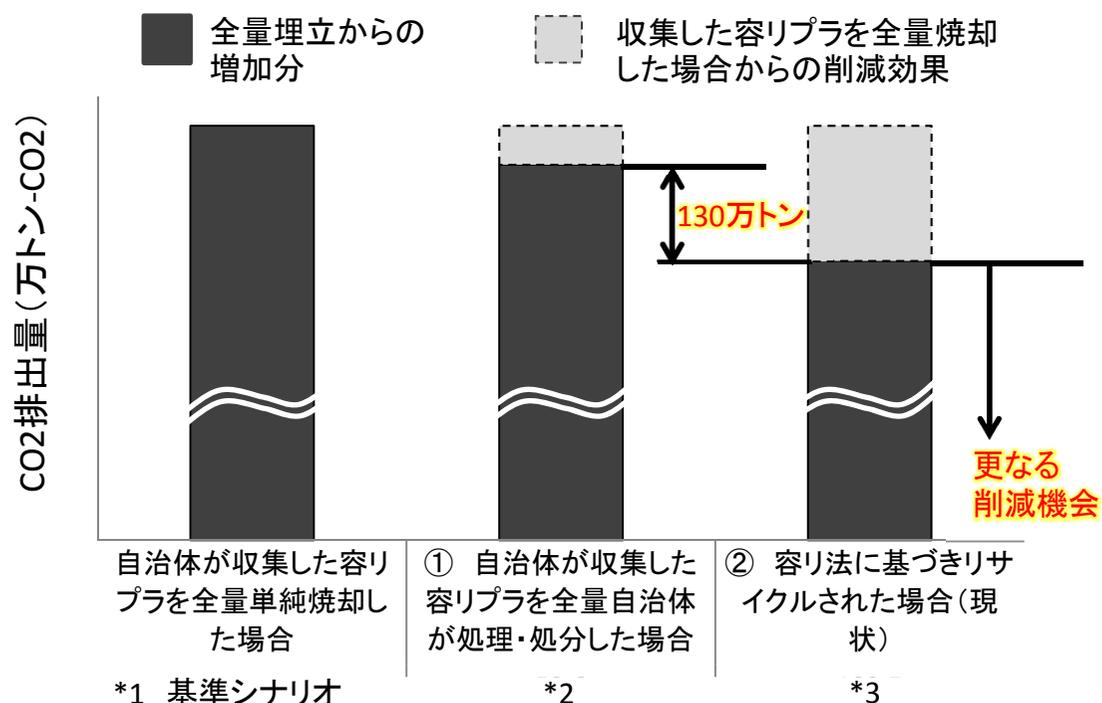
各再商品化手法におけるエネルギー削減効果（ごみ1kg当たり）



平成22年10月の中環審専門委員会及び産構審検討会合同会合の取りまとめにおけるプラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめより

環境負荷削減の状況

- 自治体が分別収集した容器包装プラスチックを容器包装リサイクル制度に基づきリサイクルしているものについて、CO2削減効果は年間130万トンと推計。
- 分別収集参加市町村の拡大や、より効率的な分別排出、分別収集等により、更なるCO2削減効果の積み増しのポテンシャルがある。

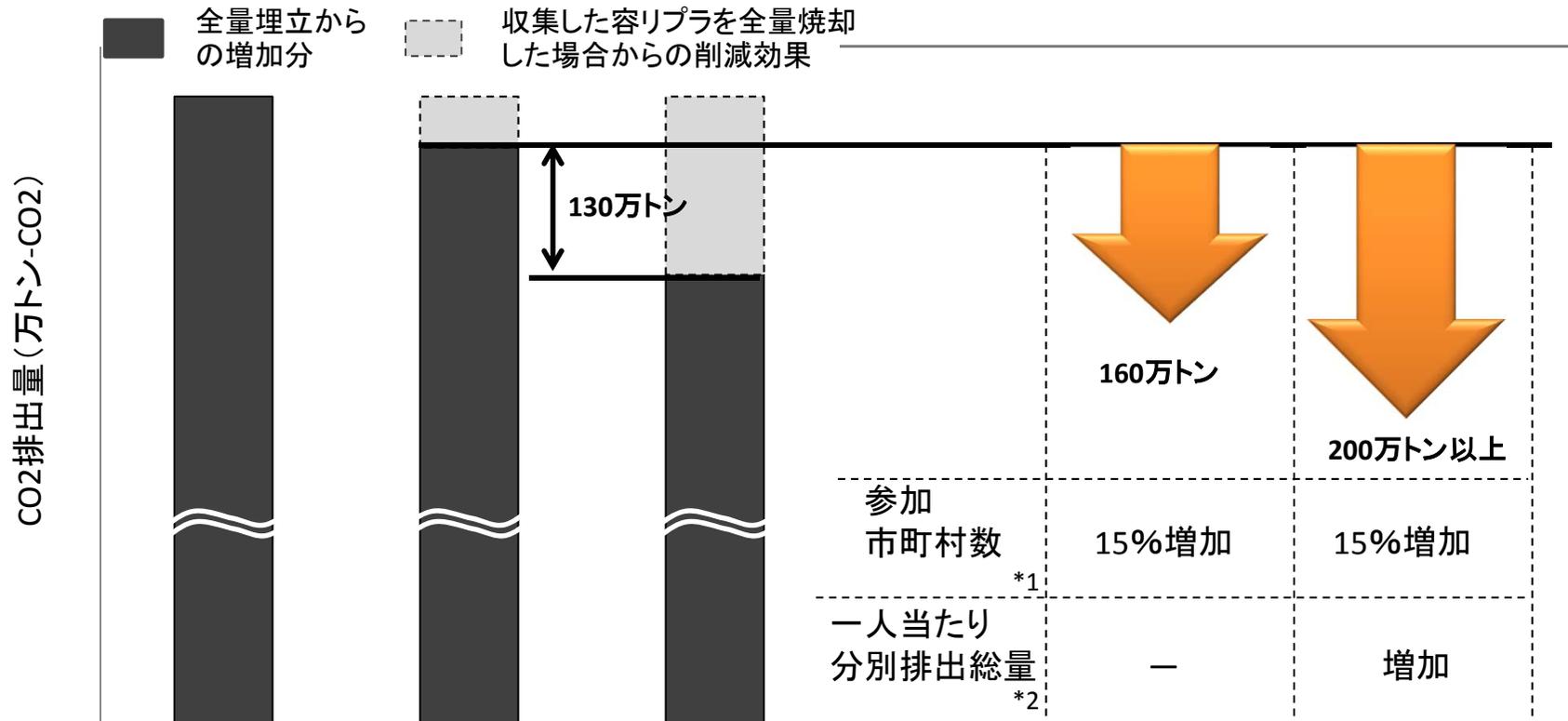


参考事例:	2012年の排出削減見込み量(万トン-CO2)
京都議定書目標達成計画より、抜粋したエネルギー期限二酸化炭素に関する対策・施策の事例	
事例① 地方公共団体による下水道における省エネ・新エネ対策の推進	126
事例② クールビズ・ウォームビズ	約100
事例③ 環境に配慮した自動車使用の推進(アイドリングストップなど)	157

- *1 平成25年度の容器包装プラスチックの家庭系消費量を推計し、全量単純焼却した場合のCO2排出量から全量単純埋立した場合の差分を基準シナリオとした。
- *2 自治体の処理・処分は平成22年10月の「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ」の中で報告されたLCA分析時に使用された単純焼却、焼却発電、単純埋立の実施比率とCO2排出原単位を用いて算出。
- *3 材料リサイクル34.6万トン、ケミカルリサイクル31.2万トン、自治体による独自処理7.9万トン（出典：容器包装リサイクル協会）をベースに平成22年10月の「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ」のなかで報告されたLCA分析時に使用された材料リサイクル及びケミカルリサイクルのCO2削減原単位を用いて算出。

更なる環境負荷削減効果の機会

- 参加市町村数が15%増加した場合、CO2削減効果は約160万トン/年。
- 参加市町村数の増加に加え、一人当たりの分別排出量が増加した場合、CO2削減効果は200万トン/年以上のポテンシャルがある。



容リプラの全家庭系消費量を全量単純焼却した場合

① 自治体が収集した容リプラを全量自治体が処理・処分した場合

② 容リ法に基づきリサイクルされた場合(現状)

*1 容リプラの分別収集自治体が増加することで回収される容リプラ総量の増加分のリサイクル効果を加味した。(環境省試算)

*2 1人当たりの分別排出量が増加したと仮定して、算出(環境省試算)

環境負荷削減効果

- 容器包装リサイクル制度に基づき、市町村が容器包装廃棄物を分別収集・選別保管し、再商品化につなげることで、容器包装廃棄物が再商品化されない場合に比べて、一定量の温室効果ガスの削減に寄与してきた。
- 平成22年の中環審専門委員会及び産構審検討会合同会合の取りまとめで、プラスチック製容器包装の各再商品化手法における環境負荷低減の効果について、単純焼却した場合と再商品化した場合やごみ発電した場合等の二酸化炭素削減の効果等を比較し、ごみ発電に比べて再商品化の方が二酸化炭素の削減効果が大きいことが明らかになっている。
- 環境省の調べでは、その削減量は年間130万トンと推計され、分別収集参加市町村の拡大や、より効率的な分別排出、分別収集等により、更なる温室効果ガスの削減効果の積み増しのポテンシャルが期待される。市町村においては分別収集計画策定の参考にされたい。
- 循環型社会形成推進基本法における3R推進の基本原則に則った循環型社会形成に向け、また、地球温暖化対策の一環として、引き続きプラスチック製容器包装の分別収集に御協力をお願いしたい。また、未参加市町村においては、積極的な参加に向けた御検討をお願いしたい。

容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）制度

- 容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱。推進員は、排出抑制に関する消費者に対する指導・助言、事業者と消費者との連携に関する取組の普及啓発等を行う。
(平成19年4月施行)

◎環境負荷の少ないライフスタイルを提案し、その実践を促す活動を行っているオピニオンリーダー

- ・第1期 全国で活躍している著名人等 10名
- ・第2～6期 地域で活動 81名 計91名

◎容器包装廃棄物の削減に関する講演会、シンポジウム、環境学習講座など、全国各地で普及啓発活動を実施

◎普及啓発用小冊子「まなびあいブック」の活用



3R推進マイスターに出務依頼できる者は、地方自治体などの営利を目的としない、容器包装廃棄物の削減に関する講演会、シンポジウムなどを開催する団体となります。また、参加者から実費負担以外の金銭を求めていることが条件です。

地域協議会（コンソーシアム）イメージ

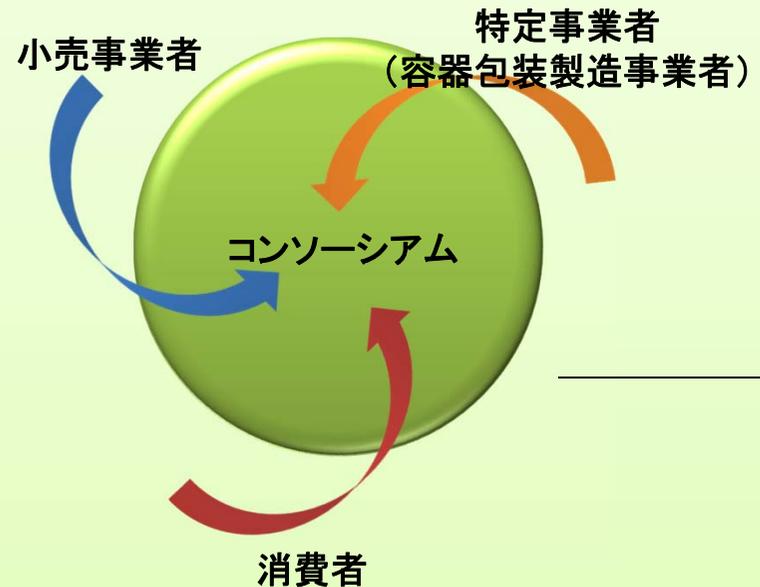
- 事業者により商品の容器包装における環境配慮設計が拡大。

環境配慮設計事例



- 消費者に選択されない事が課題（メーカー側の声）

- ステークホルダーの連携によるコンソーシアムを立ち上げ、実行可能性調査等を支援



消費者、特定事業者、小売事業者が一堂に会し、定期的な会合を通じた、消費者と容器包装に係る事業者との連携に基づくコミュニケーションを通じた削減の実行可能性調査等を実施。
⇒ 優良マーク付与、ポイント等インセンティブ、等

平成28年度

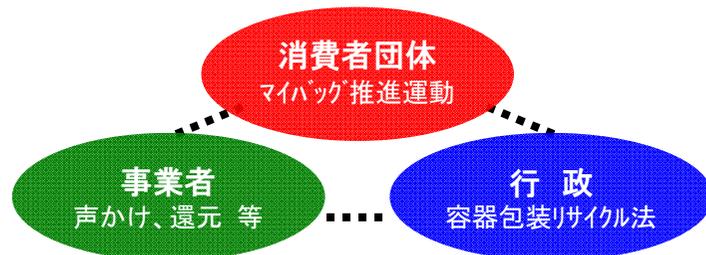
自主協定方式によるレジ袋有料化拡大事例 ①富山県

- 富山県では、平成20年度から協定締結方式により、県内全域の主要食品スーパー、クリーニング店等におけるレジ袋無料配布廃止を拡大（25年度からは登録制度に変更）
- 現在、取組業種は9業種に拡大するとともに、マイバッグ持参率は95%に拡大

■ レジ袋無料配布廃止の経緯と概要

- ・ 富山県では、循環型・低炭素社会の構築に向けて、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、19年度に「富山県レジ袋削減推進協議会」を設立し、事業者、消費者及び行政等が連携協力してレジ袋の削減を推進
- ・ 平成20年4月には、県内全域で主要食品スーパー、クリーニング店においてレジ袋無料配布廃止を開始、県民のマイバッグの持参率は95%（26年度）となっている。

協議会設立前



各主体がそれぞれの立場でレジ袋の削減を推進
→ 効果低迷、運動伸び悩み
(マイバッグ持参率: 10~20%)

協議会設立後



・事業者、消費者団体、行政の各主体の「役割分担」と「連携協力」を確認
・各主体が連携協力して、効果の高い取組みを検討

■ 取組みのステップアップ

- ・ 25年10月には、レジ袋無料配布廃止に加え、資源回収、弱冷暖房など低炭素化等の取組みを、県民と協働で行う「とやまエコ・ストア制度」を創設し、取組みを拡大している。

■ レジ袋有料化を実施している店舗数（平成28年3月末現在）

- ・ 56社 568店舗（業種：食品スーパー、クリーニング店、ドラッグストア、ホームセンター等 9業種）

自主協定方式によるレジ袋有料化拡大事例 ②京都市

- 京都市では、自主協定方式により、食品スーパーにおけるレジ袋有料化を拡大
- 市内の食品スーパーの約95%（店舗面積比率）がレジ袋有料化を実施
- 現在、食品スーパー以外の業態への働き掛けも実施中

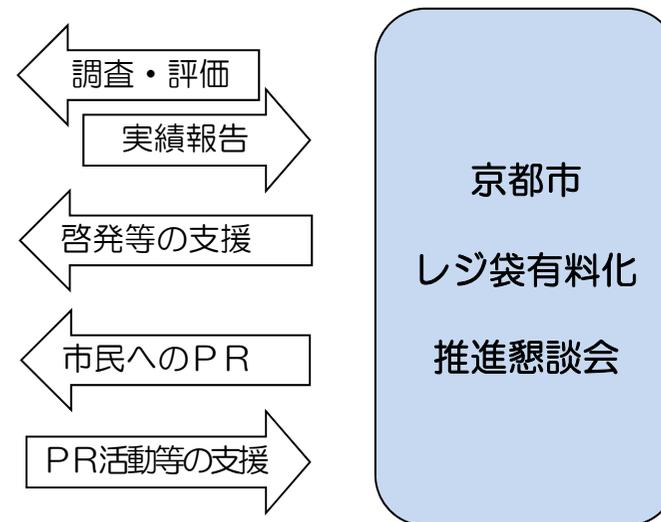
■ 自主協定の枠組み

- ・ 京都市では、循環型社会の構築の観点から、レジ袋の使用を抑制し、マイバッグ等の持参を促進することを目的とした「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定（レジ袋削減協定）」を、事業者、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会と結び、普及・拡大に関する支援を実施

【京都市レジ袋有料化推進懇談会】

平成18年度に、同志社大学経済学部郡嶋孝教授を座長として発足した任意団体で、レジ袋削減に向け、事業者、市民団体及び京都市の参画により、京都市でのレジ袋削減推進方策についての検討を実施

	取組内容
事業者	レジ袋の削減に取り組む
市民団体	事業者の取組を支援、市民への啓発
市民	市民団体からの普及・啓発を受けるマイバッグ等持参での利用
京都市	事業者、市民団体、市民へのPR活動等の支援



■ レジ袋有料化を実施している食品スーパー数（平成28年2月末現在）

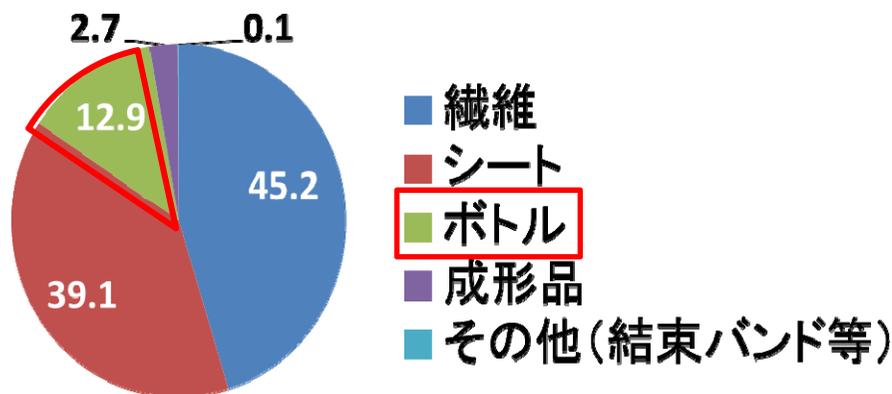
- ・ 43事業者 214店舗（京都市内の食品スーパー面積カバー率：95%、店舗カバー率：88%）
※ カバー率は、いずれも京都市調べ

市民の分別意識の向上と各主体との協働の促進

- 容器包装リサイクル法の施行により、市民による分別排出の取組が進展し、国民の環境への関心や3Rに対する意識が醸成、向上したが、分別排出の徹底、排出抑制への取組などの国民一人一人の具体的な行動には十分つながっていない。
- 合同会合においても、国民の行動を促すための消費者・自治体・事業者等が連携した普及啓発の取組等、各主体による協働が不十分である旨が指摘されており、地域における取組を推進するために市町村に求められる役割等についても検討を進めるべきとされたところである。
- 市町村においては、市民の分別意識の向上と各主体との協働促進、情報共有の円滑化等を図るため、市民、事業者等を構成員とする協議会等を開催し、関係者が連携した地域における自主的な取組を促進されたい。その際、容器包装廃棄物の排出抑制のための活動に熱意と識見を有する容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）を活用し、地域の人々も巻き込みながら、容器包装の3Rの取組を拡大することが効果的である。

ペットボトルの水平リサイクル技術の向上

- ペットボトルのリサイクル技術の進展により容器包装リサイクル制度で回収されたペットボトルの水平リサイクル技術が実用化された。
- 環境省では、多様な回収ルートを活用したペットボトルの回収量拡大のため、スーパー等での店頭への自動回収機設置を補助。



平成26年度再商品化利用製品内訳 (容リ協HPより)



・ ペットボトルの水平リサイクルとは、物性値の劣化を最小限に抑え、再びボトルへ再生することを意味し、高度な技術を要する。



店頭回収されたペットボトルの品質

検査対象	容リルート回収品	量販店店頭回収品 (従来回収ボックス)	量販店店頭回収品 (自動回収機(破碎))	自販機横回収品
異常なボトル	キャップ付きボトル	1.27%		90%
	中身が残っているボトル	0.88%	1.29%	0.43%
	識別マークのないボトル	0.59%	0.15%	0.01%未満
	テープや塗料が付着したボトル	0.04%	0.58%	
	異物の入ったボトル			0.61%
	縦潰れやカットされたボトル	1.27%	0.04%	
夾雑異物	塩ビボトル			
	ポリエチレン等のボトル			
	缶類			
	ガラスびん類			0.01%未満
	陶磁器類			
	紙製容器類			0.01%未満
	ポリ袋等袋類	0.01%未満		0.01%未満
	プラスチックトレイ類		0.10%	
	砂・土砂等			
その他夾雑物			0.01%未満	
外観汚れ程度	殆ど汚れない	殆ど汚れない	殆ど汚れない	大変汚い

環境省事業「平成25年度廃ペットボトルの効率的な回収モデル構築検討支援業務報告書」(平成26年3月)、「平成23年度安価でCO2排出量の少ない新たなリサイクル技術を活用した、汚れの少ない廃ペットボトル回収システム構築及び再ペットボトル化ビジネス支援業務報告書」(平成24年2月)より作成



容リ協ルートの回収品



スーパーマーケット
(回収ボックス)の回収品



スーパーマーケット
(自動回収機)の回収品(破碎・圧縮)



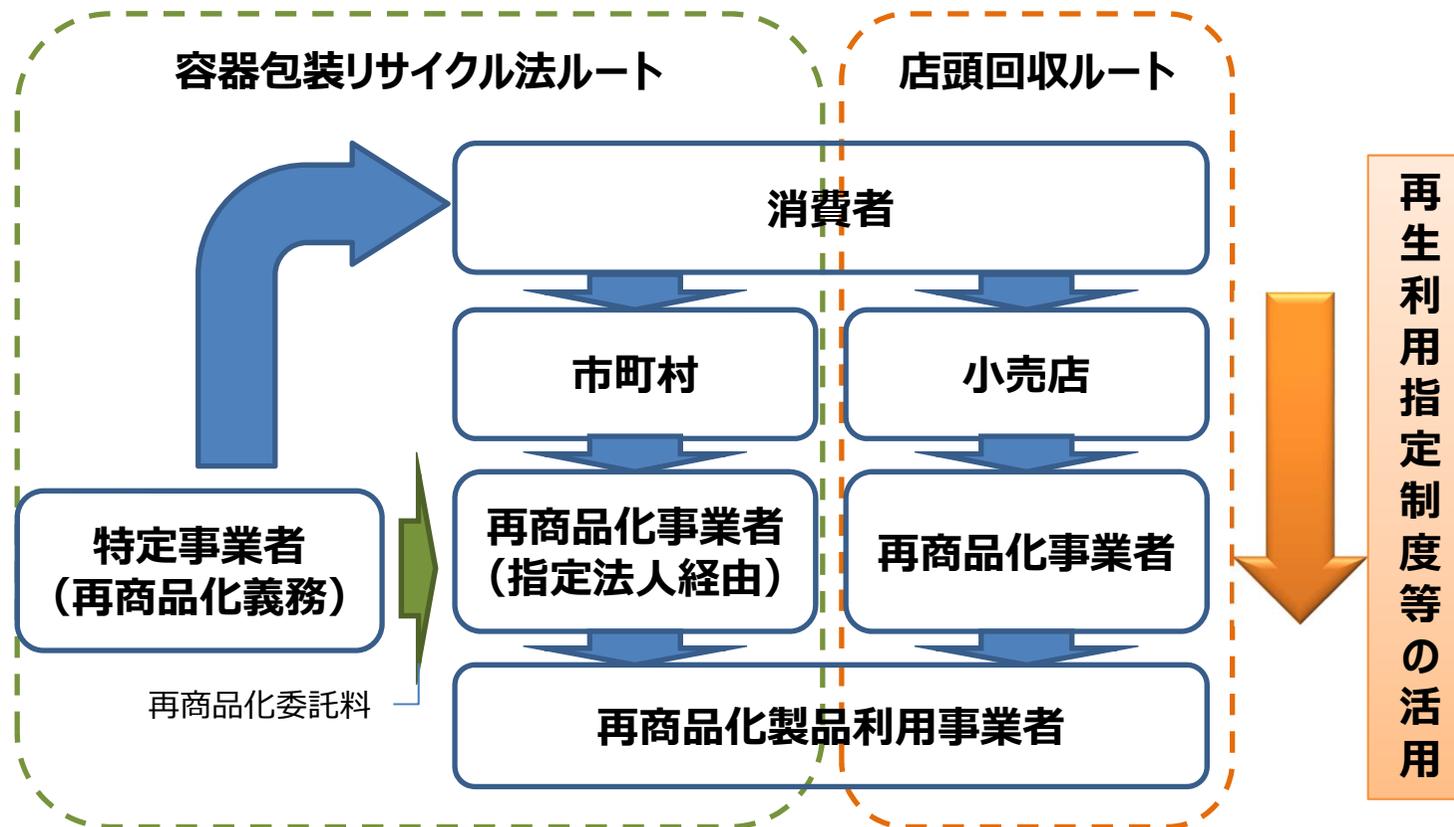
コンビニエンスストア
回収の回収品



自動販売機横
回収の回収品

ペットボトル等の店頭回収について

- スーパーマーケット等の店頭で回収されたペットボトルは品質が良好であり、効率的な回収方法を組合せ、積極的に回収することにより、ボトルtoボトルをはじめとする高度リサイクルの受け皿となり得る可能性を有している。
- 本年1月8日付で、「店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について(通知)」を发出し、廃棄物処理法における店頭回収物に係る考え方を整理し、店頭回収された廃ペットボトル等の適正な再生利用を促進するための再生利用指定制度の趣旨などの明確化を行った。



地方分権改革への容器包装リサイクル法の対応について

- 平成26年度に内閣府において「地方分権に係る提案募集」が実施され、関西広域連合、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県から、各種リサイクル法の権限（指導・助言等）に係る提案が出された。その後、平成27年1月の閣議決定により、各種リサイクル法については、審議会において都道府県等に意見聴取を行い、国の関与の在り方を含めて、各種リサイクル法の的確な執行の在り方について検討することとなった。
- 同閣議決定に従い、平成27年10月1日に開催された第10回循環型社会部会において、提案団体から意見を聴取した結果、出席された委員の御意見等により「広域性・統一性の観点から権限委譲は困難だが、情報共有は進めるべき」との方針を得た。その結果を踏まえ、平成27年11月17日の循環型社会部会（懇談会）では、各種リサイクル法の情報共有体制の改善に向けて、対応方針を示し、同部会の了承を得た。そして、平成27年12月22日に地方からの提案等に関する対応方針が閣議決定された。
- 今年度は、本対応方針に従い、情報共有体制の改善に向けて検討・取組を進めていく。

容器包装リサイクル法における対応について

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）

法律	閣議決定文
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平7法112）	容器包装多量利用事業者が主務大臣に提出する定期報告（7条の6）については、地方公共団体との協力事例等を含め、分かりやすい形での公開又は地方公共団体への情報提供を平成28年度から行う。あわせて、 <u>指定法人（21条1項）が特定事業者（11条3項）の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化（22条）に関する情報の活用について</u> 、地方公共団体に平成28年度中に周知する。

※参考:平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(H27.12.22 閣議決定)

http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k_tb27_honbun.pdf

第10回循環型社会部会

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y030-10b.html>

循環型社会部会（懇談会）

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y030-11b.html>

分別基準適合物の再商品化（22条）に関する情報

- 指定法人（21条1項）が特定事業者（11条3項）の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化（22条）に関する情報の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。（閣議決定文抜粋）
 - 日本容器包装リサイクル協会HPにて、市区町村別に分別収集された資源が、どの事業者でリサイクルされ、最終的に何になったかについて掲載。

容器包装リサイクル協会ホームページ: <http://www.jcpra.or.jp/>

分別基準適合物の再商品化（22条）に関する情報

- 指定法人（21条1項）が特定事業者（11条3項）の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化（22条）に関する情報の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。（閣議決定文抜粋）
 - 日本容器包装リサイクル協会HPにて、市区町村別に分別収集された資源が、どの事業者でリサイクルされ、最終的に何になったかについて掲載。

地図から探す 都道府県名をクリックしてください。

神奈川県
横浜市
の例

プラスチック製容器包装 (白色トレイを除く) 27年度の再リサイクル率

26年度の再リサイクル実績 平成27年3月31日現在

引取量 47,375,090 kg

リサイクル事業者 (再生処理事業者)	引取量	リサイクル方法 (再資源化手法)	リサイクル製品の原材料等 (再資源化製品)	リサイクル製品 (再資源化製品)
昭和電工株式会社	19,864,910kg	ガラス	合成ガラス	工業原料(ガラス)
JFEプラリソース株式会社	13,515,910kg	高圧ポリエチレン	高圧ポリエチレン	工業原料(高圧ポリエチレン)
JFEプラリソース株式会社	8,304,080kg	ポリエチレン	ポリエチレン	工業原料(ポリエチレン)
JFEプラリソース株式会社	5,890,190kg	繊維リサイクル	プラスチック原料(PP)	プラスチック 再生繊維 繊維-紙-紙 電力-環境対策 土木建築用資材 再生資材 再生資材 再生資材-その他

市町村分別収集計画策定について

市町村分別収集計画策定の手引き
(八訂版)

平成28年4月
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課 リサイクル推進室

○ 第8期分別収集計画

計画期間 : 平成29年4月～平成34年3月

次期見直し : 平成31年度

